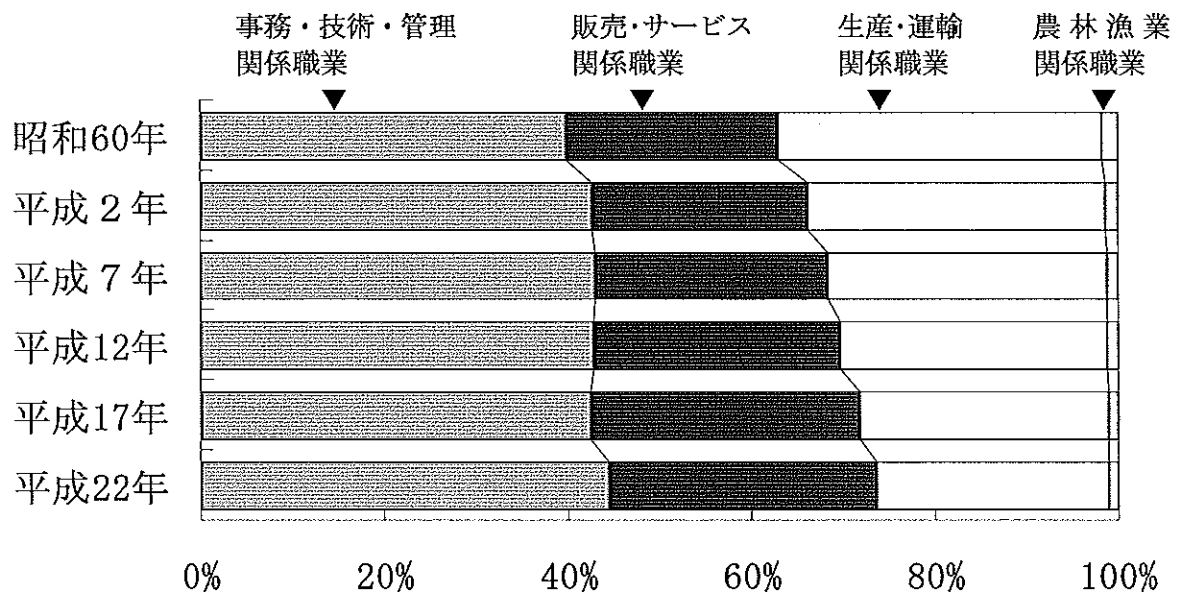


平成22年国勢調査

職業等基本集計結果（神奈川県の概要）

平成22年10月1日現在

就業者の職業（4部門）別割合



問い合わせ先

神奈川県統計センター

人口統計課長 齊藤

電話 045-210-3228

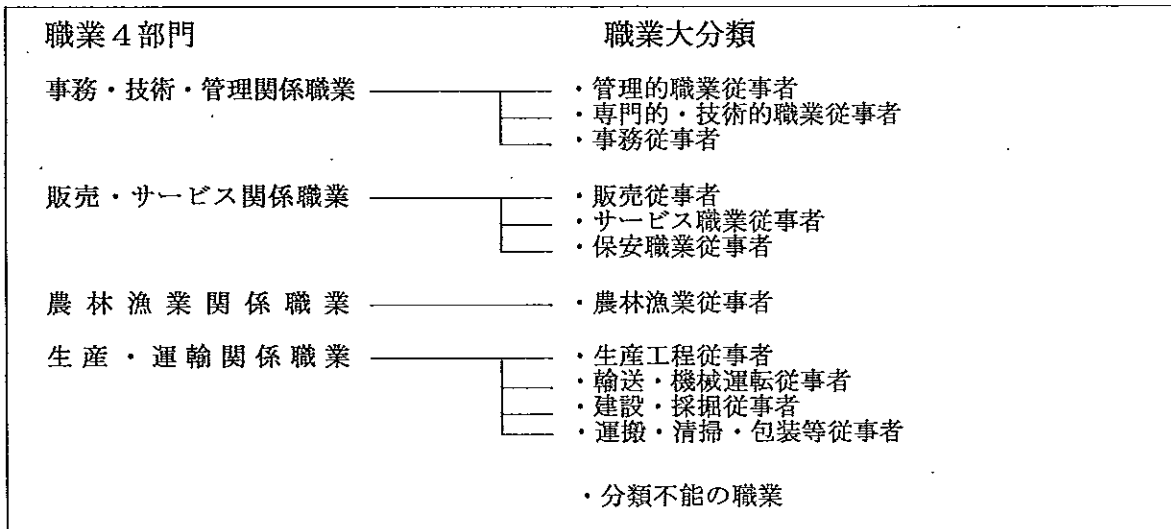
人口統計課 大塚

電話 045-210-3230

用語の解説

○職業別就業者

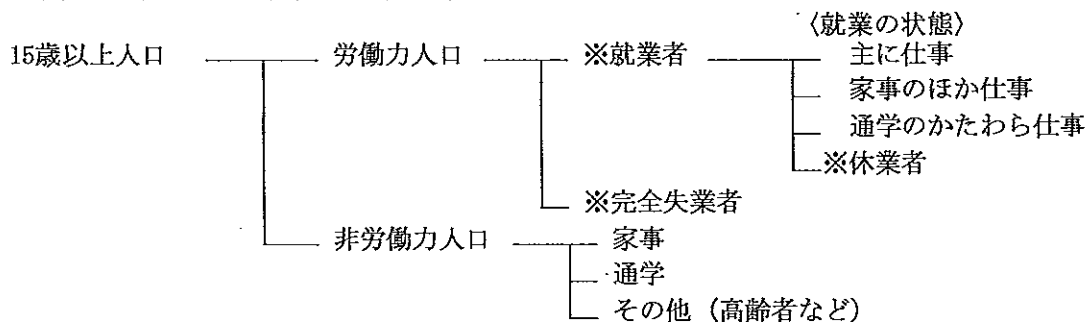
職業は、就業者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）にその人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって次のとおり分類した。
 なお、従事した仕事は2つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。



*平成17年は、職業4部門の「生産・運輸関係職業」は職業大分類「運輸・通信従事者」と「生産工程・労務作業者」の2つに分類されていたが、平成22年は分類が新設され、職業大分類「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」、「建設・採掘従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」の4つに分類されている。

○労働力状態

15歳以上の者について、調査週間に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分される。



※就業者— 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

※完全失業者— 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

※休業者— (1)勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2)事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

○母子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

※ 注意事項

- ・ この集計結果における構成比は、四捨五入により算出しているため、合計は必ずしも総数（100%）とは一致しない。
- ・ 割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出している。
- ・ 労働力状態については、「産業等基本集計結果（神奈川県概要）」としてとりまとめ、平成24年5月31日に公表している。

目 次

平成22年国勢調査職業等基本集計結果（神奈川県概要）

1	職業（大分類）別就業者	1
2	職業（4部門）別就業者	3
3	夫婦の労働力状態	4
4	従業・通学時の世帯の状況	5
5	母子世帯	5

【統計表】

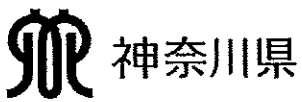
1	職業（大分類・4部門）別15歳以上就業者〈総数〉	6
2	職業（大分類・4部門）別15歳以上就業者〈男女別〉	7
3	従業・通学時の世帯の状況（14区分）別一般世帯	8
4	母の労働力状態（3区分）、母の職業（大分類）、母の年齢（5区分）別母子世帯	9

【別表】

職業（大分類）別15歳以上就業者〈総数〉	10
職業（大分類）別15歳以上就業者〈男〉	11
職業（大分類）別15歳以上就業者〈女〉	12

<参考>

職業（4部門）別就業者の割合 市区町村順位	13
-----------------------	----



神奈川県

統計センター 人口統計課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 (045)210-3228